

	検討項目数	①増改定							改定有の計 ①～④	備考	
		②減額改定	③新設	④廃止	⑤据置き	⑥対象外					
							うち1.5倍 上限改定	うち1.5倍 上限の例外			
集会所・地域コミュニティ施設	188	66	22				120	2	66	コミュニティセンター、老人憩の家、いきいき交流センター 等	
震災伝承施設	11	10					1		10	震災遺構門脇小学校	
衛生施設・廃棄物関係手数料	38	10					28		10	斎場、第二霊園、廃棄物関係手数料 等	
保健・福祉施設	47	24	10				8	15	24	寿楽荘、河南老人福祉センター 等	
産業関連施設	123	58	46				9	31	25	・有機センター、カントリーエレベーター、水産総合振興センター 等 ・廃止＝有機センターの使用見込みのない料金区分の整理	
観光施設	86	59	50				3	20	4	・石ノ森萬画館、かわまち交流センター、道の駅「上品の郷」 等 ・廃止＝石ノ森萬画館の改修工事によりカフェの一部となる研修室や運用上貸出し ていない映像ホール・設備器具	
学校教育関係	5							2	3	0	桜坂高等学校授業料、河北幼稚園預かり保育料 等
社会教育施設	955	754	448	13			3	148	50	757	・河北総合センター、遊楽館、公民館 等 ・1.5倍上限の例外：桃生公民館・桃生文化交流会館において、現行の割増料金の設 定が通常料金の1/2もしくは1/4の端数整理した金額となっており、同様に計算する と1.5倍上限を超える。 ・廃止＝桃生文化交流会館の使用見込みのない設備器具（平成4年導入）
体育施設	353	187	158			7	4	139	16	198	・総合運動公園、総合体育館 等 ・新設＝これまで無料としていた飯野体育研修センターに料金を設定する。 ・廃止＝河南室内プールの現在取扱っていない回数券（18枚）
インフラ系施設	410	376						17	17	376	公園使用料、南浜マリーナ、立体駐車場 等
窓口関係手数料等	56	4	2	2	4			48		8	・各種証明手数料、診療所診断書 等 ・1.5倍上限の例外＝各診療所及び夜間急患センターの特殊診断書手数料を市立病院 に合わせると1.6倍改定となる。 ・減額改定＝非来庁型サービス促進のため、住民票等をコンビニで取得する際の料 金を窓口交付よりも100円減額する。
計	2,272	1,548	736	15	4	7	19	562	132	1,578	対象外＝法令により算定方法や金額が定められている場合など、市独自の料金設定 ができないものなど



	①の平均改定率
集会所・地域コミュニティ施設	1.30
震災伝承施設	1.24
衛生施設・廃棄物関係手数料	1.25
保健・福祉施設	1.26
産業関連施設	1.43
観光施設	1.46
学校教育関係	—
社会教育施設	1.40
体育施設	1.47
インフラ系施設	1.20
窓口関係手数料等	1.55
全体	1.35

※例外：特殊診断書手数料1.6倍改定有り